



進路だより

令和5年度

10月号

令和5年10月31日発行

澁川青翠高等学校 進路指導部

●● 入試の方法について ●●

10月24日に2年生の大学・短大への進学希望者に進学説明会を実施しました。そのなかで、入試の方法について知らない生徒が多くいましたので、下記にまとめました。入試の方法について理解し、自分がどの方法で入試にチャレンジするのか、考えられるようにしましょう。

◎一般選抜

書類審査により高校での成績や活動状況が評価される学校推薦型選抜や総合型選抜とは異なり、当日の学力試験の結果が重視されるのが特徴です。

○国公立大学の一般選抜

大学入学共通テストと個別試験（2次試験）の総合成績で合否が決まります。大学入学共通テストでは、5教科7科目を課すのが一般的です。2次試験の前期日程は筆記による学科試験、後期日程は論文や総合問題、面接が行われるケースが多くなっています。

○私立大学の一般選抜

各大学が独自に行う個別試験によるものと、大学入学共通テストを利用したものがあります。個別試験については複数の日程を設けている大学・学部・学科が多く、複数出願が可能な場合もあります。

◎学校推薦型選抜（指定校制・公募制）

学校推薦型選抜に「指定校制」と「公募制」があります。出願するにはまず下記に示した校内推薦基準を満たす必要があります。評定平均だけでなく、欠席・遅刻・早退もその対象になります。

校内推薦基準の評定平均は、授業に真面目に取り組んでいれば、手が届かないものではありません。進学を希望する生徒は、基準を満たせるよう意識して学校生活を送ってください。

校内推薦基準	
①指定校推薦	
ア	欠席日数が3年間を通して10日以内であること。
イ	遅刻・早退の合計が3年間を通して10回以内であること。
ウ	3年間、特別指導を受けていないこと。
エ	原則として3年間の評定平均が3.5以上であること。
②公募制推薦	
ア	欠席日数が3年間を通して20日以内であること。
イ	遅刻・早退の合計が3年間を通して20回以内であること。
ウ	3年次に、特別指導の対象となる問題行動がないこと。
エ	原則として3年間の評定平均が3.3以上であること。

○指定校制

大学が指定した特定の高校の生徒にのみ出願資格があります。一つの高校から推薦できる人数が限られており、校内推薦基準と大学の出願条件を満たし、校内での進学推薦会議で選ばれると出願できます。出願できれば合格率は高いです。

○公募制

出願できる高校に制限がなく、校内推薦基準と大学が定める出願条件を満たし、高校の学校長の推薦があれば、誰でも受験できます。

◎総合型選抜（旧・AO入試）

大学が求める学生像（アドミッション・ポリシー）に合った人物を、面接などを通して選抜する方式です。学力面だけでなく、高校での活動、個性や適性、意欲など総合的に人物評価を行うのが特徴です。